



島根県報

令和元年11月15日（金）

号外 第 6 6 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第379号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長			
県道	草野横田線	安来市広瀬町東比田468番2地先から同470番地先まで	前	メートル 13.48～ 20.30	メートル 39.05	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	道路改良工事 減幅 仮設道撤去	
			後	12.52～ 20.30	39.05			
〃	浜田八重可部線	浜田市旭町都川2346番1地先から同町市木1189番1地先まで	前	5.40～ 8.87	422.50	浜田県土整備事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	7.80～ 15.33	422.50			
〃	須川谷日原線	益田市長沢町口1161番6地先から同口1162番19地先まで	前	5.00～ 15.40	129.00	益田県土整備事務所	災害防除工事 拡幅	
			後	5.60～ 36.00	129.00			
〃	青原停車場線	鹿足郡津和野町富田イ283番1地先から同イ635番1地先まで	前	A	5.00～ 19.20	391.30	益田県土整備事務所津和野土木事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅
		鹿足郡津和野町富田イ283番10地先から同イ635番1地先まで		B	6.00～ 15.70	401.40		
		鹿足郡津和野町富田イ283番1地先から同イ635番1地先まで	後	A	5.00～ 20.56	391.30		
		鹿足郡津和野町富田イ283番10地先から同イ635番1地先まで		B	6.00～ 48.04	401.40		

島根県告示第380号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	桜江金城線	浜田市金城町追原573番内7地先から同648番18地先まで	メートル 559.72	令和元年 11月15日	浜田県土整備 事務所	
〃	須川谷日原線	益田市長沢町口1161番6地先から同口1162番19地先まで	129.00	令和元年 11月15日	益田県土整備 事務所	